

平成30年度第1回山梨県個人情報保護審議会議事録

1 日 時 平成30年12月4日(火) 午前10時~午前11時20分

2 場 所 恩賜林記念館1階東会議室

3 出席者(敬称略)

(委員)堀内寿人、原敏、松本成輔

(事務局)石原課長、鎌田総括課長補佐、文書・情報公開担当(5人)

市町村課行政選挙担当(3人)

(実施機関)特定個人情報保護評価書に係る事務担当者等(12人)

4 傍聴者数 0人

5 会議に付した議題等

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等について

(2) 平成29年度山梨県個人情報保護条例の施行状況について

(3) 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)について

6 議事の概要

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等について

(市町村課)

- 資料により説明 -

(議長)

何か意見質問等はあるか。

(委員)

研修のところで、したことになっているという表現をされたが、セキュリティ責任者の研修の出席率は何%か。

(市町村課)

直近で言えば、セキュリティ会議が開かれたのが平成30年の9月になっており、どうしても出席できない所属については、会議には出席していない者もいるが、別途個別に資料を配付して説明をするとともに、平成30年4月に各所属を周って実際に端末設置場所で操作の仕方を含め、住民から見えないように端末を設置するとか、パスワードを人が見えるところに置かないとか、怪しい所属もあったが、現場で指導を行った。

(委員)

それは全員を対象としているのか。181人全員か?

(市町村課)

181人全員ではない。登録をしても、ほとんど使わない職員もいるため、よく使う職

員が別の利用者に教えるなどしている。

(委員)

使わないような人がいるなら登録する意味がない。使うということで登録したのであれば研修を受けないとダメ。100%を担保してもらわないと。前回も同じことを言ったはず。教育は、最後のセーフティネットなのでやっておかないといけない。

(市町村課)

セキュリティ会議の際に行う研修会以外にも、現場に出て話をする機会があり、今年度も人事異動を考慮して年度始めに、特に初めて端末を触る者や責任者になる者に対しては意識付けをしなければならないので実施している。181人全員ではないということもあるが、来年度以降はできれば全員に対して実施できるように考えていきたい。

(委員)

できる限りではなく、してください。これは100%でないという意味がない。

(議長)

この話は、昨年も委員から御指摘があったところで、そうした質問には想定で対応を考えていると思ったが、次年度の報告の際には、全体のうち出席者何名、欠席者何名、欠席者にはどのような形で研修に代替する措置を講じたのかということについて、具体的に報告いただきたい。県の体制を強化する意味も含めて、必ず来年も同じ質問があると思うので十分配慮して対応いただきたい。

(委員)

先ほど、別紙2で、福祉分野で情報連携が始まったということだが、よく分からないので教えて欲しい。例えば、生活保護法による保護の決定に関する事務で106件という情報提供があることについて具体例を知りたい。具体的にどのような情報がどこにということが分かれば教えて欲しい。分からなければそれで構わない。

(行政経営管理課)

この後の議題3の基礎項目評価書の報告に係る資料のうち別紙4において、平成30年10月9日時点で国が想定するマイナンバーを使った情報連携の事務の一覧がある。事務は多数あるが、御指摘の生活保護については、頁番号でいうと280から生活保護の実施に係るマイナンバーを使った情報連携の例が複数挙げられている。例えば、職権による生活保護の開始又は変更など。

(委員)

明快な回答で、よく分かった。

(議長)

そうすると、情報提供者と情報照会者との間の連携という意味か。

(行政経営管理課)

御指摘の通り。

(委員)

別紙2について確認したい。「本人確認情報」というのは、マイナンバーも含むが、マイナンバーを含まないものも含むのか。

(市町村課)

含まれる。マイナンバーを確認する以外に、例えば、毎月の支給事務については生存しているかどうかを確認するなどの用途があり、どのような用途にしても1名確認したら1件とカウントしている。

(委員)

住基ネットを使う話なので、住民の住所などからマイナンバーを調べて出すのとマイナンバーから住民の情報を出すのと二通りあると思うが、両方含むのか。

(市町村課)

どちらも可能。

(委員)

分かった。

(議長)

それでは、住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等についての報告の聴取は、以上とする。

- 市町村課職員退出 -

(2) 平成29年度個人情報保護条例の施行状況について

(議長)

次に、山梨県個人情報保護条例の一部改正について、説明をお願いします。

(事務局)

- 資料により説明 -

(委員)

質問でも意見でもないが、開示請求において、本人が病気等で動けない場合に代理人が申請するとき、本人の委任状を付けて、より厳格には、本人の印鑑証明書とその印が押された委任状を付けて代理請求をすることが認められるかが一つ問題となってくると思う。マイナンバーが含まれる情報には任意代理を認めるが、マイナンバーが含まれない場合には任意代理が認められないという運用があって、これは、総務省が言っているようだが、次回の審議会の際には、検討して報告いただきたい。特に、病院に入院している方々のカルテの開示請求について、代理人を頼まれて裁判を起こすときには本人の委任状で裁判を起こせるのに、開示請求はできないという運用について一度御検討いただきたい。

(事務局)

承知した。検討して御報告する。

(議長)

それでは、平成29年度個人情報保護条例の施行状況についての報告の聴取は、以上とする。

(3) 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)について

(議長)

次に特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)に関する報告について、説明をお願いします。

(事務局)

- 資料により利用事務の概要説明 -

(教育委員会)

- 委員からの事前質問に対する回答 -

(議長)

ただ今の説明について、何か、意見・質問はあるか。

評価書の内容に限らず、利用事務の内容等に関する質問等でも構わないか。

(事務局)

はい。

(委員)

資料の別紙6は、我々委員の不安を解消するために提出いただいたものと思われる。このチェックリストは、本来、外部に出すべきものではないと思うが、このリスク対策などに対するチェックリストによる確認は全ての利用事務でなされているのか。

(事務局)

御指摘の通り。

(委員)

このチェックリストにある「斜線」と「空白」は何を意味するのか。

(事務局)

このチェックリストの「措置」欄に(二重丸)があるところは、基礎項目評価書の必須の確認事項とされている。

斜線及び空白については、該当なしとなる。

(委員)

チェックリストにある「場面」については、まさにこの場面毎にどのようなリスクが想定されるかを示しているものと理解できるが、教育という場面、視点から、チェックリストに何らかのリスクや対応策も盛り込む必要があるのではなからうか。

(事務局)

検討したい。

(委員)

先ほどの説明の中で新しい基礎項目評価書の様式が示され、当該基礎項目評価書には新たにリスク対策の実施状況として、「9 従業者に対する教育・啓発」も記載することとされていることから、教育・研修の実施状況については必ずチェックをお願いしたい。

(議長)

その他、何かあるか。

特になければ、以上で審議事項(3)の特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)についての報告を終了したいと思う。

(議長)

その他、事務局から何かあるか。

(事務局)

特になし。

(議長)

それでは、以上をもって本日の議事を終了する。

以上